

F D C 商標「尾州マーク」の使用規程

(目的)

第 1 条

この規程は、公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター（以下「F D C」という。）が所有する商標「尾州マーク」（以下「商標」といい、別表 1 のとおり。）を製品等に使用する場合の承認に必要な事項を定め、もってこの商標を活用し、消費者に訴求することで尾州産地の価値向上を図ることを目的とする。

(商標使用承認の条件)

第 2 条

商標使用承認の条件は、次の各号のすべてに該当する生地又はその生地を用いた製品（以下「製品等」という。）とする。

- (1) 織布、編立及び整理加工の 2 工程が尾州産地（別表 2 のとおり）で行われた生地、又は、この生地が表地の 50%以上を占めている製品であること。
- (2) 尾州産地で培われた技術的優位性や意匠性を活かして製造されたものでモノづくりのストーリーを消費者に訴求することができる製品等であること。

(承認手続き)

第 3 条

商標使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商標使用承認申請書（様式第 1 号）に関係資料を添えて F D C に提出しなければならない。なお、申請者は生地を製造する者、生地卸をする者、製品を企画する者又は販売をする者とする。

- 2 F D C は、前項の申請内容に基づき審査し、その生地又は製品が前条の条件に合致し、次条に規定する責務を誠実に履行すると認められる申請者に対し、商標使用を承認するものとする。
- 3 F D C は、申請者に商標使用を承認するときは商標使用承認通知書（様式第 2 号）を、又は商標使用を承認しないときは承認しない理由を付して、使用不承認通知書（様式第 3 号）を送付するものとする。

(承認を受けた者の責務)

第 4 条

商標使用の承認を受けた者は、次の各号に定める条件を遵守しなければならない。

- (1) 製品等の製造・販売及び商標の取り扱いについて、関係事業者とともに適正な管理をすること。
- (2) 製品等の購入者からの苦情については、適正に対処するとともに速やかに F D C に対して報告をすること。
- (3) 消費者からの問い合わせに対して、誠実かつ良心的な対応をすること。

(商標の使用)

第 5 条

承認を受けた者は、F D C で製作した商標の吊下げタグ（下げ札）又は織ネーム等（以下「販売副資材」という。）を購入し、承認を受けた製品に販売副資材を付けて販売することができる。

- 2 商標を用いた次の第 1～3 号に掲げるものを自己の負担で製作し、承認を受けた製品又はその広告に使用するためには、尾州マークデザイン使用条件（様式第 4 号別紙）を遵守し尾州マークデザイン使用申請書（様式第 4 号）に関係資料を添えて事前に F D C に提出しなければならない。ただし、第 2 号に掲げるものについては、承認番号を尾州マークと併せて記載しなければならない。

- (1) 販売副資材
 - (2) 製品を広告することを目的とした、カタログ、チラシ、ウェブサイト等
 - (3) その他、F D Cが適当と認めるもの。
- 3 商標使用承認申請書（様式第1号）による申請の承認期間は、承認日から3年間とする。
 - 4 承認期間を過ぎて継続して商標を使用する場合、又は既に承認を受けている申請内容に変更があった場合は、商標使用更新兼変更申請書（様式第5号）をF D Cに提出しなければならない。
 - 5 商標使用更新兼変更申請書（様式第5号）が提出された場合は、第3条に準じて審査しその結果を通知するものとする。商標使用更新兼変更申請書（様式第5号）による申請の承認期間は第5条第3項に準じて3年とする。

（商標使用承認の例外）

第6条

F D Cが商標を使用し製作したポスター等及びサンプル用のタグ（下げ札）・織ネーム（以下「サンプル用資材」という。）は、使用承認を受けていない者に対しても配布し、使用承認を受けていない者の利用に供することができる。

- 2 尾州産地において繊維製造業又は繊維卸売業を営む者は、新たに開発した製品を販売先等に提案する場合においては、前条第2項に準じその提案資料にサンプル用資材を用いることができる。ただし、製品として販売するに至り商標使用の承認を求める場合は、第3条に規定する手続きを要する。
- 3 尾州産地において繊維製造業又は繊維卸売業を営む者は、F D Cに事前に協議の上、商標をポスター、チラシ、ウェブサイト等の告知、宣伝媒体に無料で、加工及び使用できる。ただし、その製作費用は、申請者の負担とする。

（承認の取り消し等）

第7条

第3条第3項の商標使用承認通知後、第2条の商標使用承認条件に該当しないと判明した場合及び第4条の承認を受けた者の責務に反したとF D Cが認めたときは、直ちに承認の取り消しを行い即時販売の中止を命令するとともに、今後の使用の不承認のほか、損害金の請求など法的措置をとることがある。

（公表）

第8条

F D Cは第3条の規定により使用を承認したときは、申請者、製造事業者及び販売事業者の会社名、住所等の申請書に記載された内容を公表する。

（補則）

第9条

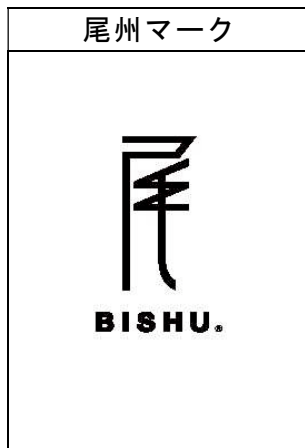
この規程に定めるもののほか、必要な事項は別にF D Cが定める。

付 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この規程は令和3年7月19日から施行する。

別表 1



別表 2

愛知県	愛西市、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、北名古屋市、清須市、江南市、津島市、名古屋市、弥富市、大口町、大治町、蟹江町、扶桑町、飛島村
岐阜県	大垣市、海津市、各務原市、岐阜市、羽島市、瑞穂市、安八町、笠松町、岐南町、神戸町、輪之内町